

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1回の勤務につき	10,600円
1回の勤務につき	10,600円
日額	12,600円
日額	11,100円
1回の勤務につき	8,800円
1回の勤務につき	8,800円
日額	10,700円
日額	9,500円

」を

「

1回の勤務につき	10,800円
1回の勤務につき	10,800円
日額	12,800円
日額	11,300円
1回の勤務につき	8,900円
1回の勤務につき	8,900円

日額 10,900円
日額 9,600円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年7月1日から適用する。

(提案理由)

令和元年5月15日に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）が改正され、選挙長等に係る費用弁償額が改定されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。